

取引・証明に使用する「はかり」には、計量法の規制がかかります！

<規制の概要>

量り売りなど（取引・証明）に「はかり」（特定計量器）を使用する場合、次のことが必要です。

1. 検定証印又は基準適合証印が付されている「はかり」を使用すること（計量法第16条）



検定証印



基準適合証印



家庭用印

「家庭用」の印がある「はかり」は、取引・証明に使用することはできません。

2. 2年に1回実施する「定期検査」を受検すること（計量法第19条）

- ・ 検定証印又は基準適合証印が付されている「はかり」しか受検できません。
- ・ 合格すると、定期検査に合格した旨のステッカーが「はかり」に貼付されます。

（検査について）

1. 八王子市が実施します。
2. 実施時期は地域で異なります。具体的な実施時期については、裏面の問合せ先までお問合せください。
3. 検査には手数料がかかります。具体的な金額は市のホームページまたは裏面の問合せ先までお問合せください。



定期検査に合格した
旨のステッカー

不合格となった「はかり」を取引・証明に使用することはできません。



取引・証明とは？

計量法第2条第2項に規定されています。取引・証明にあたる「はかり」の使用例は裏面に記載していますので、ご確認ください。

<計量法根拠規定>

- 計量法第2条第2項(取引・証明)
 - ・ (取引) 有償無償を問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為（継続・反復して行うもの）
 - ・ (証明) 公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明すること（継続・反復して行うもの）
- 計量法施行令第2条第1項第2号(特定計量器(質量計非自動はかり))
 - ・ 目量が10mg以上であって、目盛標識の数が100以上のもの
 - ・ 手動天びん及び等比皿手動はかりのうち、表記された感量が10mg以上のもの
 - ・ 自重計(貨物自動車に取り付けて積載物の質量の計量に使用する質量計をいう。)※定期検査対象外
- 計量法第16条(使用の制限)

次に該当するものは、取引・証明における計量に使用してはならない。

 - ・ 計量器でないもの
 - ・ 検定証印又は基準適合証印が付されている特定計量器以外の特定計量器
- 計量法第19条(定期検査)

「はかり」（特定計量器）を取引・証明における計量に使用するものは、その事業所の所在地を管轄する特定市町村の長が行う定期検査を受けなければならない。

購入時に注意してほしいこと

- 計量する品物に見合った計量範囲や精度を持っているかどうかを確認してください。
- その他、ご不明な点については「はかり」のメーカーや販売店又は下記の間合せ先にご相談ください。



使用時に注意してほしいこと

- 温度変化、風、高湿度、振動などは「はかり」の大敵です。店頭で「はかり」を設置するのはできるだけやめましょう。
- 「はかり」は硬い台やテーブルの上に設置してください。
- 計量する品物は「はかり」の中央に載せてください。
- 「はかり」が傾いていると正確に量れません。「はかり」にある水平器で水平を確認してから使用してください。

定期検査を行う者

定期検査は、八王子市が指定する指定定期検査機関（3年毎に更新します）が行います。検査員は「職員証」を携帯していますので、ご確認ください。

取引・証明にあたる「はかり」の使用例

- 重さを表記して販売する生鮮食品の計量（スーパー等）
- 重さを表記して販売するコーヒー豆、茶葉等の計量（コーヒー豆専門店、お茶屋等）
- 薬の調剤のための計量（薬局等）
- 病院、学校、保育園等での体重測定で、その測定値が外部に表明される計量（健康診断等）

定期検査の手数料

定期検査の手数料は、「八王子市手数料条例」に基づき、原則、定期検査終了後に指定定期検査機関の検査員が徴収します。定期検査の手数料の金額は、市のホームページでも掲載しています。

罰則があります

- 検定証印や基準適合証印が付されていない「はかり」を取引・証明に使用した場合
⇒計量法第16条違反になります。
- 「家庭用」の表示がある「はかり」を取引・証明に使用した場合
⇒計量法第16条違反になります。
- 定期検査を理由なく受検しなかった場合
⇒計量法第19条違反になります。

計量法第172条により、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金が課せられます。

計量法第173条により、五十万円以下の罰金が課せられます。

当事者間のトラブルを未然に防ぐためにも、計量法の遵守をお願いします。

<お問合せ先>

〒192-0082

東京都八王子市東町5-6クリエイトホール地下1階
八王子市 市民部 消費生活センター 計量担当

ホームページ 右の二次元コードから

TEL (042) 631-5456

E-mail b063300@city.hachioji.tokyo.jp

受付時間 8:30~17:00

